

東広島市生産性革命推進事業 活用促進補助金について



(市ホームページ)

新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越える等、国が実施する【生産性革命推進事業】を利用して、交付額の確定を受けた中小企業・小規模事業者の方を支援します。

※申請は、各対象事業について1回限り

対象事業(国の令和元年度及び令和2年度補正予算事業)

生産性革命推進事業補助金

- ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金
(一般型【特別枠・低感染リスク型ビジネス枠含む】)
- 小規模事業者持続化補助金(一般型・コロナ特別対応型・低感染リスク型ビジネス枠)
- サービス等生産性向上IT導入支援事業(通常枠A・B類型、特別枠C・D類型)

※詳細は、要綱等でご確認ください。

補助率

各補助対象事業において、国や地方公共団体等から交付を受ける補助金額を差し引いた金額に1/2を乗じた金額(千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる)とする。ただし、国の補助金額を上限とする等、各事業で条件有。

補助対象者

市内に主たる事業所を有し、国の生産性革命推進事業のうち、補助対象事業の補助金額の確定を受けた者であって、市税の滞納がない者とする。

補助対象経費

国が定める各補助金の対象経費に準じる。

申請方法

「東広島市生産性革命推進事業活用促進補助金交付申請書」に「補助事業の実施状況を確認することができる書類(国の補助対象事業の交付額の確定通知の写し等)」、その他必要な書類(要綱を参照)を添えて「東広島市産業部産業振興課」に提出してください。

提出に関して不明な点、よくわからない点等がある場合は、ご相談ください。

お問い合わせ・書類提出先【東広島市生産性革命推進事業活用促進補助金に関すること】

東広島市 産業部 産業振興課

〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号

電話番号：082-420-0921 FAX番号：082-422-5805

E-mail：hgh200921@city.higashihiroshima.lg.jp